

東京都廃棄物審議会
プラスチック部会（第7回）
速 記 録

日 時：令和元年9月25日（水）10:00～11:51

場 所：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室22

○杉山部会長 皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、「東京都廃棄物審議会第7回プラスチック部会」を開催いたします。

審議に先立ちまして、事務局から出欠状況の確認等をお願いいたします。

○中島計画課長 資源循環推進部計画課長の中島でございます。

本日はお忙しいところを御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

本日の出欠状況についてお知らせいたします。

福留委員、細田委員、岡山委員につきましては、本日、御都合により御欠席と承っております。

ただいま、出席の委員数は6名でございますので、部会委員総数9名の過半数に達しており、定足数を満たしていることを御報告いたします。

続きまして、お手元の資料を確認させていただきます。

本日もペーパーレス会議システムを利用しており、全ての資料はタブレット端末に格納してございます。

ただ、委員の皆様のお手元には、座席表と資料3を紙資料で配付させていただいております。よろしいでしょうか。

事務局からは以上でございます。今後の議事の進行につきましては、杉山部会長にお願いしたいと思います。杉山部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○杉山部会長 ありがとうございます。

議題に入ります前に、1点御案内いたします。

本部会におきましては、プラスチックにかかわる関係者より意見聴取を行うこととしており、前回に引き続き、日本プラスチック工業連盟の専務理事、岸村様を参考人としてお呼びしております。

岸村様、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○日本プラスチック工業連盟（岸村氏） よろしく申し上げます。

○杉山部会長 それでは、議事に入らせていただきます。

前回のプラスチック部会で、最終答申に向けた検討事項について御議論いただき、本日は最終答申（素案）という形にまとめていただきました。

今日は、部会での議論をまとめ、10月8日に開催されます総会に報告する最終答申案をかためたいと思っております。

まず、事務局より、資料の御説明をお願いいたします。

○古澤資源循環推進専門課長 資源循環推進専門課長の古澤でございます。

私のほうから、お手元の資料を順次、御説明をさせていただきます。

まず、部会委員の名簿の後ろに資料2といたしまして、前回の第6回プラスチック部会で委員の皆様からいただきました意見について、要約を載せてございます。

レジ袋の有料化の考え方について、こちらにあるとおりさまざまな御意見をいただいております。価格設定についてもさまざまな御意見があったかと思ひますし、対象範囲とするレジ袋の範囲についてもいくつか御意見がございました。また、事業者の範囲についても、あるいは有料化での使途といったことについても、御意見があったと思ひます。

さらに、答申に盛り込むべき具体的な施策についても御議論をいただきました。その際

には、まずはワンウェイプラスチックの削減についてもこういった御意見をいただいたところでございます。イベント等の非日常の場面での削減でございますとか、あるいは東京都が行ってきていました実証事業などについての御意見もいただいております。

2点目、再生プラスチックとかバイオマスの利用促進、なかなか材料の供給が少ないというような状況についても、御意見がございました。

さらに、循環的利用の推進・高度化ということにつきましては、前回御説明させていただきました、東京都として掲げました2030年度目標についての御指摘もいただきましたし、分別回収をどうやって進めていくべきかということについても、幾つか御意見をいただいたと思っております。

清掃活動、海ごみの発生抑制という観点では、やはり資金源の確保についての御指摘があったと認識をしております。

詳しくは既に議事録という形で、部会委員の皆様に御確認をいただいたところだと思います。

続きまして、そういった意見を盛り込んだ上で、最終答申の素案という形で事務局のほうで一旦整理をさせていただきましたので、資料3について御説明をさせていただきたいと思っております。

こちらの資料がA4縦になっておりますもので、タブレットでごらんになりにくい方は、随時、タブレットを縦横で動かしていただければと思います。申し訳ございません。

委員の先生方のところには、紙資料もお配りをさせていただいております。

それでは、中間答申からの修正箇所につきまして、順次御説明をさせていただきたいと思っております。修正箇所につきましては、赤字で、修正内容がわかるように表記をさせていただいております。

まず、「はじめに」のところは、最後の文言を整理しただけでございます。

続きまして「Ⅰ 現状と課題」でございます。こちらにつきましては、幾つかデータの修正をさせていただいております。

まず、冒頭のところなのですが、中間答申のときにはOECDのレポートをベースに記載をしたのですが、その後、国連環境計画のほうからもレポートが出ておりまして、こちらを採用した形でデータを更新させていただいております。

1) については、データの更新はございません。

4ページ目でございます。「2) パリ協定とCO2実質ゼロ」の関係について、データのところは特に修正はございません。ただ、中間答申以降の現状を踏まえてというところがございしますので、一つ都として前回も御説明いたしましたが、CO2実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」ということで、2050年までに実現をします。そのために、今年の12月に「ゼロエミッション東京戦略」を都として策定をすることとしておりますので、そのような背景を書き加えさせていただいた上で、「CO2実質ゼロは直ちに達成できるわけではないが、そこを目指してプラスチックなどの資源利用のあり方を見直していく必要がある」という1つ目の課題を記載してございます。

海洋プラスチックの関係につきましては、中間答申以降、事務局では新たなデータというものを見つけることができなかったもので、データについてはそのままになってございます。

5 ページ目。3) の最後のところで、先ほどと同じように中間答申以降の状況ということで、「2019年6月のG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックによる新たな汚染をゼロにするという『大阪ブルー・オーシャン・ビジョン』が共有された」としてございます。その上で、「海洋へのプラスチックの流出をゼロにすることを目指して、早期に対策を進める必要がある」としております。

「4) 廃プラスチックの不適正処理リスク」に関しましては、前回、中間答申のときには2016年ないし2016年度のデータで記載をしておりましたが、これを2017年ないし2017年度のデータに差しかえをさせていただいております。2017年の5ページにありますデータは、プラスチック循環利用協会のデータによって作成をしております。

次のところですが、廃プラスチックの東京都内から排出されました一般廃棄物の廃プラスチック、それから産業廃棄物の廃プラスチックにつきましても、2017年度の値ということで差しかえをさせていただいております。ただ、ここのところの注釈では、「廃棄物中の廃プラスチックの量は水分等を含んでいるため、プラスチック循環利用協会の統計とそのまま突き合わせることはできない」と記載をしております、プラスチック循環利用協会のデータはいわば純然たるプラスチックの量ということだと思っておりますが、それで日本全体で903万トン。それに対して、東京都内は一般廃棄物の廃プラスチック、産業廃棄物の廃プラスチックを合わせますと、150万トン近くという推定になっておりまして、これはやはり単純に双方比較できないというところでございますので、注釈としてここに書き加えたというところでございます。さらに、一般廃棄物の廃プラスチックが73万トンという数字なのですが、中間答申のときの2016年度49万トンという推定と大きく変わった数字で記載しております。この点につきましては、後ほど参考資料で御説明をさせていただければと思います。

その下ですが、海外への輸出量につきましても新しいデータで記載をしております。中国の輸入規制開始前の1年間と、それから今年の直近の同じ月ということで比較をしております。1年間で、12ヶ月の間に輸出量が92万トンということで、中国の輸入規制が出てくる前に比べると64万トンの減少となっております。さらにこのページの下には、国際的な状況といたしまして「2019年5月には、バーゼル条約締約国会議でリサイクルに適さない汚れたプラスチックごみを条約の規制対象に明記する附属書の改正が行われた。そのため2021年1月の発効以降は、汚れたプラスチックごみの輸出には相手国の同意を得る手続が必要となる。廃プラスチックが国内外で不適正に処理されることを防止し、適正なリサイクルを進めることが緊急的な課題となっている」とつなげてございます。

続きまして、「Ⅱ 先進国の主要都市として東京が果たすべき役割」、ここの部分については、修正を加えてございません。

同じく、「Ⅲ 21世紀半ばに目指すべき資源利用の姿」、こちらにつきましても修正は加えてございません。

「Ⅳ 当面、都が取り組むべきプラスチック対策」、こちらについて前回の部会で様々な御指摘がありましたので、それを反映させた形で最終答申のこのような文言にさせていただいております。委員の先生方の御意見で、こちらの理解が不十分なところもあるかと思っておりますので、御指摘をいただければと思います。

まず、「1) ワンウェイ（使い捨て）のプラスチックの削減」、こちらに関してですが、

本当に必要なものか避けられないものかという、エッセンシャルなものかアボイダブルかという2つの軸があるという御指摘がありましたので、このようにつけ加えてございます。

それから、レジ袋の有料化については、さまざまな意見がございました。ここでは真ん中より少し下ですが、「対象とする包装の範囲については、当審議会の審議では、次のような意見があった」ということで、部会の中で出た意見を列挙する形で、記載をさせていただきます。

まず、商品の対象範囲ですけれども、ワンウェイのプラスチックという言葉を使っていたのですが、リユース可能な場合とされるものも含めて広く捉えられるべきだという形にしております。2つ目、マイバッグに水がつかないようにするためのロール式の袋などは別扱いではないかという御意見もありました。それから、既存のルールと整合を図るべきだという御指摘もありましたので、記載をしております。

また、対象事業者の範囲についても、こういう意見があったということで書いてございます。公平な制度とするため、対象事業者はできるだけ広く捉えられるべきとしてございます。

価格設定についても、幾つかの御意見がありました。まず1つ目は、これは中間答申のとおりですけれども、一定の削減目標の達成が見込まれる価格。それから10円以上とするなど、削減の効果が出る価格とすべき。逆に、数円であっても無料から有料に変わることによって効果が出るという考え方もあるだろう。あるいは一律的な価格設定ではなくて、ある程度事業者の裁量に任せることが有効だというような御意見が出ていたと思います。その旨を記載しております。

11ページの冒頭の所は、文言の調整というだけでございます。

上から10行ほどのところに、イベント等のことですが、こういう非日常の場面でごみの散乱が生じやすいという御指摘がありましたので、その部分をつけ加えてございます。

その下でございます。②のところですが、引き続き「チームもったいない」に参加する企業、NGOと連携というところで、大学との連携については部会でも御意見があったところだと思います。都といたしましても、大学やオフィスビル等と連携を図っておりますので、このように記載をしております。

12ページにつきましては、③のところ、グリーン購入法の基本方針の改定がされて、グリーン購入について広く検討すべしという形で、中間答申のときにいただいております。その後、都のほうで2019年6月に「都庁プラスチック削減方針」という形で整理をしておりますので、その旨を、都庁としてはこう決めたということをごここに挿入をさせていただきます。

それから、「3）循環的利用の推進及び高度化」のところでございます。まず、「①容器包装リサイクル法等によるリサイクルの徹底」というところでございます。プラスチック製容器包装の分別収集の実施が一部にとどまっている区市町村があるということで、ここは表現を正確にいたしました。それから、容器包装プラスチックの分別収集促進については、今あるいろいろな課題、システムとして直していく必要があるのではないかという御意見も多々ございました。都といたしましても、最後のところですが「プラスチック製容器包装のリサイクルによるCO2削減効果を検証し、分別収集の意義やその効果を区市町村に説明するとともに、分別収集に向けた取組を強力に後押しする仕組みを検討すべきであ

る」と記載をさせていただいております。

13ページの2行目のところは、前回の部会の御意見を踏まえて、多言語の説明資料を用意するなど東京に住む人たちの多様性に十分配慮する必要があると記載をしてございます。

その次のところは、文言の修正というところでございます。

「②事業者による効率的な回収の仕組みの構築支援」というところでございますが、2つ目の段落で、前回御指摘があった「リサイクルしやすい構造の容器包装を採用する」、こういった取り組みについても支援していくべきということで、ここに入れてございます。

実証事業を行ったときに、その成果を丁寧な説明をする、公表していくことが必要だという御指摘がありましたので、その旨をここに入れてございます。

あと、これはボトルtoボトルの話題も幾つかこれまで出たと思うのですが、水平リサイクルの取り組みとして積極的に促進という形で入れさせていただきました。

また、プラスチックの絡みでいきますと化学繊維、東京都では廃プラスチック類という形で法令上は整理をしているのですが、現実には店頭回収等が広く行われて繊維としてリサイクルをされている実態、こういうところを踏まえて規制の考え方の見直しということもここに挿入をさせていただきました。

さらに③のところで、業務系のビル、商業系の施設から出てくる廃プラスチックのリサイクル促進に関しましては、少し具体化した形の表現で記載をさせていただきました。

「都としても業務系ビル等の廃プラスチック類の処理状況を把握するとともに、専門家を派遣するなど分別・リサイクルに関して排出事業者に助言を行う仕組みを検討すべきである」と挿入させていただいております。前回までですと、区市町村の排出指導と連携ということだったのですが、もう少し具体的な形で記載をさせていただいております。

次のところでございます。4) という形で、新たに1項目起こさせていただきました。これは、中間答申をいただいた総会のときに、産廃の廃プラスチックの国内での滞留ですとか、そういった状況について、今こういう状況で把握をしているところと御説明をさせていただいたと思うのですが、委員の先生からは、じゃあそれでどうするんだという御指摘は幾つかいただいたと思います。我々としましても、単に状況をウオッチしているだけではございませんので、緊急的対応の必要性がこの答申の中でも元々の課題として掲げているところから、必要だと認識をしてございますので、新たに1項目を起こさせていただいて、このような案文を入れさせていただいております。

外国政府による輸入禁止措置等により、廃プラスチックの処理・有効利用の需給が逼迫しており、処理業者における保管場所の確保が厳しくなる中、受入先が確保できないことによる不法投棄の発生についても懸念される。

特に、材料リサイクルが困難なものについては、排出段階での分別回収の推進を図りながら、当面の緊急的対応として、産業用の原燃料化など廃プラスチックの有効利用の拡大を図ることが重要である。

都は、国内に滞留する廃プラスチックの適正な有効利用の推進に向け、業界団体等の取組を後押しし、新たな国内資源循環ルートの構築を図っていくべきである。という追加をしております。もちろん、この背景の中には中間答申以降、御説明もさせていただきましたが、国からの通知もあり、国内的にもいよいよ状況が厳しくなっているというところがございますので、このように項目を起こしてございます。

5) のところでございます。こちらにつきましては、前回、資金の仕組みについていろいろ御意見がございましたが、そのほかに14ページの一番下の行でございます。企業がCSR活動で清掃活動に取り組むときに、そこに都民に参加していただくということもアイデアとしてあるのではないかという御意見がありましたので、このように入れてございます。さらに、資金が集まるような仕組みについて、「レジ袋料金からの寄付など」という形で前回の御指摘を入れさせていただいております。

それから特に、島嶼地域につきましては、東京も非常に海岸漂着物が確認をされているというところでございますので、このあたりの清掃活動に一層取り組んでいく必要があるという文言を我々のほうで追加をさせていただきました。

「6) 国際的な連携」のところでございます。こちらにつきましては、少し具体的な内容を書き加えさせていただきました。アジアの諸都市との連携、国際協力についてはこれまでも都としても取り組んできておるところでございます。特に、環境学習とか市民啓発といった分野について、連携して取り組んできているというところでございます。一緒に「スポーツごみ拾い大会等のイベントを開催するなどの取組を通じて、各都市の市民にごみの散乱防止と海ごみの発生抑制を呼びかけていくことを検討すべきである」という記載をさせていただきました。

「7) 東京2020大会を機とした取組」というところでございます。東京2020大会に向けての準備を今、急ピッチでやっておるところなのですが、幾つかの課題というところがクリアになってきておりますので、ここでは前回の中間答申のときには「持続可能な資源利用のレガシーを残す」という形にしてあったのですが、さらに少し具体的に「リユース容器の使用や紙製容器包装への切替えなどによるワンウェイプラスチックの削減と、会場等で排出される廃棄物の分別設定及び廃プラスチック等の材料リサイクル等に取り組むべき」という形で追加をしてございます。

16ページの表は、先ほどの項立ての修正でございます。

17ページのところですが、中間答申のときには、最後に今後最終答申に向けて「さらに議論を」というのが入っていたのですが、それは削除してございます。その上で、「素材・リサイクル手法に関する新たな技術革新と、ワンウェイプラスチックに頼らない革新的ビジネスモデルの構築と普及が急務」という形で、前回イノベーションという形で書いていたのを、もう少し中身をクリアにした形で、案をつくらせていただいております。

最終答申の素案という形で、用意をしたものについては以上でございます。

あわせて、参考資料につきましても説明をさせていただきます。

参考資料1でございますが、こちらは中間のまとめのときの概要版でございます。

参考資料2でございます。先ほど御説明をいたしました、一般廃棄物の廃プラスチック量の推計方法なのですが、中間答申の際の推計方法と最終答申素案の推計方法、このように違いを書いております。中間答申の際には、区市町村が行っておりますごみ組成調査の中でのプラスチックの割合をもちろん使っているのですが、その際に分母といたしまして、区市町村の収集量に掛け算をした形で計算をいたしました。

ただ、実際には清掃工場等搬入量のうち、持ち込み量というのは一般廃棄物でございますので、原則としてそこにはプラスチックは入っていないだろうという考え方が一つありまして、さらには、ごみ組成調査のサンプリングは、区市町村収集の量が対象になってい

るという理解のもとに、前回、中間答申の推計を行ったというところでございます。しかしながら、下のほうに書いてございますとおり、最近区市町村で行っておりますごみ組成調査では、車両から直接サンプリングするのではなくて、清掃工場のピットに入ったもの、いわば区市町村が収集したものと持ち込まれたもの両方が混ざった形の、その状態からサンプリングをするのが現在の主流になっているというところがございます、そのために推計方法を右の図のように、ごみ組成調査のプラスチックの比率を掛けるものを、区市町村収集量だけではなく、持ち込みの量も含めて掛け算をして推計をするという方法に改めたものでございます。

それから、参考資料3につきましても御説明をさせていただきます。

○福安資源循環調整担当課長 資源循環調整担当課長の福安と申します。

引き続き、参考資料3と4について、御説明させていただきます。

先ほど、最終答申の素案の中でも輸入禁止措置による廃プラの国内処理のひっ迫ということで、答申に書かせていただいているのですけれども、その背景のところを説明させていただきたいと思っております。

参考資料3ですが、「廃プラスチックの輸出入に関する状況」でございますけれども、日本からの廃プラ輸出先の上位国を整理いたしますと、御案内のとおり、2017年までは圧倒的に中国と香港が多い状況でした。2018年からは台湾や韓国のほか、マレーシア、ベトナム、タイといった東南アジア各国に分散している状況でございます。

2019年の上半期の輸出量を見ますと、こちらの数字が44.5万トンとなっておりまして、昨年2018年の上期が大体53万トンぐらいでしたので、昨年の上期と比べても17%くらい下がっているという状況でございます。

輸出先の上位は、こちらに記載されているとおり、マレーシアが一番多くて、台湾、ベトナムなどが多いという状況でございます。

続きまして、日本からのプラスチックくず輸出量、こちらを月別に整理したものでございます。こちらをごらんいただきますと、2017年末、12月から1月にかけて中国が輸入規制を導入して以降、東南アジアを初めとして、廃プラの輸出の受け皿が広がっておりますけれども、ほかの国々も規制を検討もしくは導入されてきている状況でございます。

直近の動向につきましては、例えばマレーシア、黄緑のラインのところなのですが、こちらを見ていただきますと2018年の7月から8月にかけて、3ヶ月間ほど輸入許可の停止がされたという影響もあって、減少したところもあったのですが、徐々にまた回復してきている状況が見られ、ほかの国でも規制の運用の状況によって輸出量が影響を与えられている状況が見てとれるかと思えます。

また、主な日本からの廃プラの輸出先の規制内容の一覧ということで、まとめているところでございます。リード文のところにあるとおり、特に2018年につきましてはタイとベトナム、次いでマレーシアなど新たな輸入禁止措置が導入されている。2019年に入っても、量は少ないのですがインドネシアにおいても輸入基準の強化方針が発表されている状況がございます。

こういった情報につきましても、東京都のほうで現在、随時調査を行っておりまして、10月以降にホームページでこういった輸出入の動向ですとか、国内処理の状況、都が行ったヒアリング調査の結果などもホームページで公表していきたいと思っております。

引き続いてなのですが、参考資料4ということで、こちらは廃プラスチックの国内での処理状況、イメージとしてちょっと大まかに示させていただいているものでございます。不足がある部分ですとか、認識に相違がある部分ですとか御指摘いただけるとありがたいと思っておりますが、説明させていただきたいと思えます。

まず、左上ですけれども「廃プラスチックの主な排出者」ということで、整理させていただいております。一般家庭、オフィス、生産ライン、工事現場と、いろいろなところで廃プラスチックというものが廃棄物として排出されているという状況。また、一番下で家電などのリサイクル事業者、シュレッダーダストという記載をしておりますけれどもプラスチック単体のリサイクルが滞っているという影響が、いろいろなところに影響を及ぼしております。例えば、そのプラスチックを家電の部品に使ったり、容器包装のコーティングなどで使用したりしている製品のリサイクルをする場合にも、プラスチックを剥がした後のものをどこで処理するかというところが滞っていて、製品のリサイクルも滞るという状況が起こってきていると聞いているところでございます。

また、右側は「産廃系廃プラスチックの品位と輸出対象」ということで、イメージとして図示したものですけれども、従来は輸出されていた、品質別に上から高品位、中品位みたいなことで一応整理させていただいたのですが、中品位の廃プラから処理の受け入れが進んで、今、低品位の廃プラの市場のほうにこれまで輸出されていた廃プラが、低品位の廃プラの処理のほうに流れ込んできていると。そのため、埋め立て・焼却に回る可能性が大きく、不法投棄なども懸念される状況ではないかということで、図示させていただいております。

下のほう、「産廃系廃プラスチックの主な処理フロー」ということで図示しております。左から排出事業者、それから中間処理業者。中間処理業者がそれぞれの最終処理の先に流していくというフローでございますけれども、上から材料リサイクル、ケミカルリサイクル、RPFなど処理リサイクルの方法別に整理しております。

御案内のとおり、材料リサイクルにつきましては、例えばプラスチックであれば、ポリエチレンですとか、単一樹脂に選別をして品質のよいプラが必要になってくるということで、なかなか現時点では需要先も限られてくるという状況があるかと思えます。

ケミカルリサイクルにつきましては、リサイクラーに限らず、ガス化などを行っているようなメーカーというものも出てきている状況でございます。

また、RPFの燃料につきましては、既に最新燃料を利用する製造業者のほうで利用されているのですが、新たな利用者ですとか受け先が無くて、需要に限られるという状況も聞いております。

セメントのような石炭代替の燃料として使用量を拡大するメーカーというものも出てきているという状況がございます。

埋め立て、焼却、こちらにつきましては、埋め立てについては今、容量が逼迫したり、焼却も同様に逼迫している状況もしくは料金の値上げが生じている状況もございます。

こうした中で、点々で「産業用原燃料」という囲みがあるのですが、当面の緊急的な対応として、廃プラの国内での処理、有効利用を拡大させる方策として、一つ産業用原燃料化ということについても検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。その旨も、最終答申の素案の中で記載させていただいております。

参考資料4についての説明は以上でございます。

○古澤資源循環推進専門課長 最後に、参考資料5でございます。

中間答申のときにも、新たなビジネスモデルの構築の支援ということについて、答申をいただいております。都として現在進めております具体的な事業について、参考資料5では御紹介をしております。5月30日から6月24日の間に、民間から公募を行いまして2つ事業を選定して今年度実施をして参ります。

1つ目が、「脱石油由来プラスチックに向けた新たなビジネスモデル」ということで、伊藤忠紙パルプ株式会社様から御提案いただいたものでございます。

2つ目が、「リユース容器を利用した商品提供プラットフォーム」ということで、これはLOOP Global Holdings LLC様、それからTerraCycle Japan合同会社様からいただいたものでございます。

それぞれの内容でございますが、1つ目、伊藤忠紙パルプ株式会社様からいただいたものについては、コーヒーチェーン等のコーヒー用の使い捨てのプラスチックカップを一部紙製のものに変更した上で、これまで紙コップとなりますとなかなかリサイクルが難しいのが現状ですが、これのリサイクルの仕組みをテストしようという事業でございます。

もう一つは、リユース式容器を利用した商品提供ということで、様々な食品あるいは日用品等をそれぞれ開発された専用のリニューザブル容器で宅配をして、回収、洗浄をしてリユースしようという事業で、ニューヨーク、パリで既に開始されている事業でございます。

この2つについて、具体的に新たなビジネスモデルの構築支援ということで、現在取り組みを進めてございます。

資料の説明が長くなりました。以上でございます。

○杉山部会長 ありがとうございます。

それでは、最終答申素案について御議論いただきたいと思います。御意見、御質問があります場合は、名札を立てていただければありがたいです。

では、最初に前半と後半に分けたいと思います。

最初に、9ページまでの部分。それから、参考資料についても御質問等ありましたら最初に伺えればと思います。参考資料と9ページまでの前半の部分、「Ⅰ 現状と課題」「Ⅱ 先進国の主要都市として東京が果たすべき役割」「Ⅲ 21世紀半ばに目指すべき資源利用の姿（長期的視点）」について、御質問、御意見ございましたら頂戴したいと思います。

どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

もし可能であれば、具体的に何ページのこの記述についてこう変えたほうがいいのか、もう少しここを書き込んだほうがいいのか、とりまとめに10月8日というリミットもありますので、そのように御意見をいただければ幸いです。ただ、それに限定するわけでは全くありませんので、御自由に御意見、御質問を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

参考資料のほうも、随分新しい、いろいろな資料も御紹介いただきましたので、それに関しての御質問もございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

田崎委員、よろしくお願いいたします。

○田崎委員 2点、確認させてください。

1つが、6ページ目の上から2行目に書いてある、今回参考資料2で示されている一般廃棄物の廃プラスチックの73万トンという値です。本文は多分このままでいいとは思っているのですけれども、確認したいのは参考資料2のほうで、ごみピットの組成調査をしたところから積み上げている値ということですね。ごみピットの調査はプラスチック単体の組成になっていますか。大概、プラスチックとゴムと皮を一緒に組成で調査されているので、やや過大推計しているのかなと思ったのですね。それは本文のほうでは、一応「等」の中で読めるのですが、その実情はいかがですか。本当にプラスチックだけの値で今回計算しているのかどうか。

○杉山部会長 ありがとうございます。

では、事務局、お願いいたします。

○古澤資源循環推進専門課長 今の御質問ですが、市町村により実際には若干の差がございます。

ただ、一番量が多い東京23区では、全部分けて分析をしております。ですので、プラスチックにはゴムと皮革は含んでいない形でデータになっています。

○田崎委員 わかりました。今後のプラスチックのモニタリング、施策のフォローをする上でも、組成調査において今、分けていないところについても、今後は分けていくようにできるだけ指導していただければと思います。

それから、参考資料4の図で少し違和感があったものが幾つかあるので、指摘だけさせていただきますたいのです。まず、「シュレッダーダスト」という左上の表に書いてあるところが、「家電等のリサイクル事業者」なのですが、シュレッダーダストといえばやはり自動車なので、少し変だなというところがあります。それから、右側の三角の図が気になっています。まず、【複合素材・分別不可能】、建設系の混廃、まさしく解体・改修時のほうはそうなのですが、新築のほうは端材とかは結構、分別容易な単一素材なので、一番上のところに位置づけられるのだらうなと思っております。

実は、この3段の上から2番目のところに、複合素材だけでも分別可能みたいなもの、要するに自動車のパーツとか、四家電のプラスチックというものがあり、何とかそこで上手にリサイクルが回っており、この3段のすき間で今ビジネスとかも展開しているようなところがあるので、ちょっとこの3段階に分けるのが正確なのかどうなのか、今の実情に合っているのかという点が少し気になりました。

コメントとして受け取っていただければと思います。

○杉山部会長 ありがとうございました。

3段階についてはまた。

○福安資源循環調整担当課長 ありがとうございます。

この資料も未整理なところもございますので、いただいた意見を反映させて、また次の総会に向けて修正をさせていただきたいと思っております。御意見ありがとうございます。

○杉山部会長 ありがとうございます。

すみません、先ほどのプラスチックのところなのですが、23区に関しては、焼却は全部一部事務組合ですのでそちらのデータを使われたのか、各区むしろ23区の場合はピットではなく、集めたものをそのまま分析していらっしゃるというのが主ではないかというのは、

焼却施設を区では持っておられませんので、そんな気がするのですが、ちょっと補足いただけるとありがたいです。

○古澤資源循環推進専門課長 このデータは、23区については清掃一部事務組合のデータを使ってございます。清掃一部事務組合の調査においては、ピットからのサンプリングという形でやってございます。

○杉山部会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 一般廃棄物について、ピットというのは焼却炉のピットでしょうか。不燃物のほうがプラスチックの割合が多いのではないかと思いますのですが、ご説明をお願いします。

また、5ページの日本全国のプラスチックの処理状況なのですが、RPFは国内での熱回収に入っているのか、それともマテリアルリサイクルに入っているのかということを知りたいです。

○杉山部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局、いかがでしょうか。

○古澤資源循環推進専門課長 1点目でございます。

もちろん、その不燃ごみとして収集されたものについても、それぞれデータがございますので、そういったものも活用して推定は実際にはしております。実際には焼却炉に入るプラスチックのほうが、量としては、現在、東京都内では、ほとんどのものは焼却炉のほうに直接行っているというふうに思います。

それから、5ページのプラスチック循環利用協会様のデータをベースにした資料なのですが、RPFここでは熱回収の中に入っております。

○杉山部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。前半部分、9ページまでの範囲でいただければと思います。

岸村様、お願いいたします。

○日本プラスチック工業連盟（岸村氏） 参考情報ということなのですが、資料2の2ページ目の下から4つ目の○、これは前に私が申し上げた話なのですが、中国の禁輸で日本に進出してきた中国のリサイクラーがあるのだけれども、原料が集まらなくて苦労していると。それで、需給のマッチングができればいいのではないかと申し上げたのですが、実は先日、何年も前に日本に進出してきてうまくビジネスをやっている中国系のリサイクラーの方に直接話を伺ったら、最近中国から出てきたところっていうのは、やはり日本で実績がないのと、信頼性ですね。そういうことがあってなかなか彼らのところには材料は出ないと。自分のところは、先ほど申し上げましたように、何年も前に日本に出てきていて、日本のリサイクラーと組んでやっているらしいですね。ですから、従業員も日本人と中国人がいて、日本のお客さんに話をするときは、日本の企業の顔でビジネスをして、中国では中国の企業の顔でビジネスをするというようなことを言っていて、なかなか簡単には、中国から出てきてもそういうところには物は行かないのだというところが現実でございます。

以上です。

○杉山部会長 ありがとうございます。そういう現実もあるようですけれども、いかが

でしょうか。前半部分、9ページまでについて、何か御意見、お気づきの点がございましたらどうぞ。

もしお気づきになられたら後からでも結構ですので、多分皆さんいろいろ御意見ありますのは後半の部分かと思しますので、10ページ以降につきまして、御意見をいただきたいと思います。

また、名札を立てていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

では、田崎委員、お願いいたします。

○田崎委員 まず、「1）ワンウェイ（使い捨て）のプラスチックの削減」のところに、ちょっとコメントさせていただきます。多分、ほかの委員も御指摘があらうかと思います。

まず、最初の1）の上から4行目のところの観点、これ前回指摘した点を反映していたかと思うのですが、私がもともとと言いたかったことは、世の中として一律にこう決めるというよりも、多様な使い方があるので、必要なものか避けられないものかというものを、個別の状況を顧みて見直していく必要があるという趣旨で発言させていただきました。その意味でいうと、この「という観点から」の後に「個別の状況を顧みて」と一言を入れていただくと、私の趣旨が反映されてかつそれが今後の本当に不必要なワンウェイプラスチックはどういったものかという議論につながっていくかと思しますので、そのような修正がよろしいかと思っています。

プラスチック袋の料金設定のところなのですが、ここは2つ指摘させていただきます。前回の議論で、この取った金額の使途というものをどうするのかという議論があったのが、ここが反映されていないので、それについてどう記述するか今日議論したいと思っております。

もう1点が、最後の10ページ、一番下の内容です。「一律的な価格設定ではなく、ある程度事業者の裁量」というのが、イメージが湧かないのですよ。最低限のものを設定した上で上乗せを自由にしていという意味なのか、その辺がわからないというところが少しあります。

前回の私の意見では、頑張ったたくさんの金額を取っているスーパーさんなどがあった場合、既存の金額より低額化することは避けたほうが良いという意見を出させていただいていますので、それはきちんと書いていただきたい。

あとそれから、この「一律的な価格設定ではなく」、「裁量に任せることが有効」という、この「有効」ということが少し研究者としては疑問がありまして、その削減効果があるという意味で私は有効と捉えてしまうのですが、多分、どちらかといえば事業者の取り組み意思を盛り上げようという意味で、ある程度裁量に任せたほうが良いとかそんな意見だったのかなとは思っているのですが、ちょっとその趣旨がわからないので、この「有効」という表現がここに残して適切な言葉かがわからないでいます。

以上です。

○杉山部会長 ありがとうございます。

すみません。委員から名札を立てていただいているのですが、まず今の御意見につきまして、その関連するところでほかの委員から御意見がございましたら、まずはお伺いしたいと思いますが、金丸委員、まず御発言をお願いいたします。

○金丸委員 別のところもあるのですが、今の価格のところ、もう少し申し上げ

てよろしいでしょうか。

ここについては、私も、たしか前回、ある程度価値を踏まえた価格設定とすべきという意見と、いやそうでもないのではないですかというお話をさせていただいたかと思います。事業者としては、ここについては、「有効」というよりも、事業者の裁量で決めたほうがいいのではないのかなと私たちは思っています。それは、例えばレジ袋の規格とか、サイズとか、さまざまなものがある中で、価格を決めてしまうということに対する部分に対して、どういうふうに決めるのだろうと。決めるからには何らかの基準なりガイドラインなり、何かそういうものが必要になってくるのではないかなと思っています。

現状も、例えば厚みであるとか、サイズであるとかそういうさまざまなものがあって、いわばその原価に基づいて価格を設定するという、これを商品と考えるか、あるいは資材と考えるかそれは会社によっても多分違うと思うのですけれども、そういう中で価格の設定を、有料化をされているところに関して言えば、現状しています。なので、そこに例えば素材をどうするかによっても価格が変わってくるということの中で、価格を決めていくことのほうが難しいのではないかと思っています。

ただ、それは、一方の意見であって、最初にあったような効果を上げるために、こういう価格設定、価値をきちんと表現するというような御意見があったことも事実なので、併記するのかなとこれを見ながら読ませていただいたのですけれども、実際にその有効かどうかとか、効果があったかどうかということについて言えば、私たちは3円と5円というサイズで分けて販売していますけれども、80%以上のお客様には辞退をいただいていますという、これが、価格が低いと効果がないということにはつながらないのではないのでしょうかということで、意見としては言わせていただいた。それを、今田崎先生がおっしゃったような、「有効」という判断が難しいとは思いますが、実際に効果は上がっているという事実があります。

これは弊社が80%以上、平均的には有料化しているところはあるのですけれども、それ以外の会社の平均値でも大体70%から80%ぐらいの辞退率になっているというところについては、私たちは一定の効果があると判断しています。

○杉山部会長　ありがとうございました。

関連して、大石委員にお願いいたします。

○大石委員　ありがとうございます。

まず、田崎先生がおっしゃった1点目、レジ袋を有料化することによって、その差額をもっと有効に使えるようにという話が、たしかあったと私も思っていて、実際に15ページのところの一番上に赤字で加えてあるところには、「レジ袋料金からの寄付など」という言葉がここには入っているの、やはりそれと関連して、今の場所にもそういう意見があったということをぜひ入れてほしいというのが1つ。

それから、値段設定については、私はここが10円と書いてあるのですけれども、多分もっと高い値段でなければ、効果は出ないのではないかなという発言をしたと思いますので、10円とするのではなくて削減の効果が出る価格と設定すべきと言ったと書いていただけるとありがたいです。

以上です。

○杉山部会長　ありがとうございます。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 10ページの中ほどで、対象とする容器の範囲、これは「等」とした方がよいのではないのでしょうか。書いてあることが範囲だけではないので、また、この意味は審議会で出た複数の意見の列記ということで、審議会全体の意見ではないということを理解しました。そのほうが、これから法制化が行われる前提ですので、私もこの書き方のほうがいいと思いました。

先ほどの、大石先生の御意見もありましたけれども、寄付のところはこちらに持ってきたほうがよいと思います。価格との問題のバランスがあるので、寄付というのも一つの考え方だと思います。寄付は強制できませんが、寄付という形で消費者の理解を得るというのは一つの考え方だと思います。

質問としては、国として、このレジ袋の関係がどのぐらいの審議状況にあるのでしょうか。

価格のところは、いろいろな意見があり得ると思いますので、もう少し状況を見ることが妥当かなと思います。

以上です。

○杉山部会長 ありがとうございます。

この部分について、ほかの委員から御意見はよろしいでしょうか。

田崎委員、お願いいたします。

○田崎委員 先ほど金丸委員から、原価みたいな話があったと思うのですがけれども、この金額の設定を原価でとるのか、原価プラスもう少し、抑制効果としての金額をとるのかということで、考え方は大きく変わってくると思います。それは、普通のごみ袋の指定袋制度という意味と本当のごみの有料化という意味と同様で、大きく違ってくると思います。この点についての論点もきちんと明記するべきではないか思いますし、私としては、抑制効果も狙った部分の価格設定だということで、今回のレジ袋、プラスチック袋の有料化だという認識をしています。

それと関係して、そういったことをするからこそ、レジ袋料金の15ページのほうでは「寄付」と書いてあるのですがけれども、レジ袋料金の一部拠出という、寄付ではなくて資金の仕組みとしてそういうものをつくっていくという話が政策案としては出てきますので、そういった意見があったということは記載していただきたいと思っております。

○杉山部会長 ありがとうございます。

では、金丸委員。

○金丸委員 すみません。一応、田崎先生の話は、理解はしております。

一応、現状をきちんとお話ししておきたいのですがけれども、私たちもレジ袋については、現状使っているものに関しては原価とイコールではありません。その差額については寄付のスキームを私たちも持っています。ただ、それは事業者がいろいろ考えて決定することであって、何か規格とか制度で決めつけるものではないと、事業者がその辺は裁量で考えるべき。望ましいとか、そういうことはあったとしても、そういうものではないかなと、寄付のスキームにしろ、価格にしろ、もう少し事業者がきちんと考えて設定するべきものではないかと考えています。

○杉山部会長 ありがとうございます。

岸村さん、どうぞ。

○日本プラスチック工業連盟（岸村氏） これはあくまでも参考情報ということで、聞いていただければと思います。

国のほうの審議ですね。ちょうど明日、中環審と産構審の合同の審議会で、私も参考人として呼ばれておりまして、レジ袋の有料化ですね、この答申案では10ページのところに「リユース可能な場合も含めて広く捉えるべき」と。我々業界の中でもやはり全て対象にすべきだという意見と、もう一つ、レジ袋のメーカーって皆さん中小で余り範囲が広がると本当に経営が立ち行かなくなるところが出てくるので、やはり限定的にしてくれというような両方の意見が出ております。

恐らく、私個人的には、全てを対象にするのがいい方法だと思うのですが、立場的には限定でやってくれという発言をするようになると思います。

それと、使用方法も、本来レジ袋とか、プラスチックバッグってそれなりの価値があるものなので、国の方針としても価値づけという意味で、安いから大量に使って大量に廃棄すると、そういう方向を変えようということで、レジ袋の有料化義務化ということで、私も賛成しています。そういった意味で、やはり価値あるものを無料にすると、生産者、樹脂メーカーも含めてそちらにしわ寄せが行きかねないので、レジ袋有料化にして売り上げ、使い方、環境保全に寄与する活動の費用に充てるとか、それだけじゃなくてレジ袋の生産者に、買い取り価格に適正に還元する、そういったことも提案しようと思っております。

以上です。

○杉山部会長 ありがとうございます。

今、岸村様からコメントをいただきましたけれども、あす合同でレジ袋の有料化の会合がありまして、私も経産省の委員として出席しますので、どうなるかなということは考えてはいるのですけれども、ありがとうございます。

委員の皆様からはたくさんの御意見をいただきまして、国のほうの動きもそんなようなことでこれからいろいろありそうなのですけれども、この部会の中でまとめるべきこととして、まずここの部分の記述は、先ほど佐藤委員から御意見いただきましたように、次のような意見があったということです。基本は一つにまとめるということではなくてそれぞれの委員の御趣旨をここに反映させるということで、それは皆様それで御了解いただけますでしょうか。みんなでこういう結論に至ったということではなく、それぞれこういう御意見があったということで、記載させていただきたいと思います。

その上で、こういう趣旨では少し違うというような御意見もありましたので、それは例えば先ほど10円以上というようなところも、金額を入れるというよりは、効果が出るような金額にしてもらいたいというような御意見でしょうか。

それから、「有効」という言葉が、何が有効だというのが、ちょっと文言としてお考えいただきたいと思います。

先ほど、田崎委員のおっしゃった、原価プラスの部分をとるべきだというのは、それは田崎委員の御意見としてここに取り入れるというような形で、多分そのままそういう原価に上乘せして、そこが削減効果につながるであろうというような御意見としてここに記載するという事でよろしいですか。

○田崎委員 はい。

○杉山部会長 では、そのように書いていただいて、金丸委員の事業者からの御意見としては、ここに一律的な価格設定なのか、ある程度事業者の裁量に任せることが「有効」ではなく、何としたほうがいいですか。「任せるべき」か。

○田崎委員 「任せていただきたい。」では。

○金丸委員 そうですね。そんな極端に価格設定しなくても効果は今出ていますというのは、補足の説明ですので要らないですかね。

○杉山部会長 10ページの下から3行目にあります、「数円であっても、無料から有料に変わることによって効果が出るという考え方もある」というここでもよろしいですか。反映されているということで。

○金丸委員 はい。

○杉山部会長 佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 両論併記ということであれば、状況を見ながら、国との同じ規制でやるのか、上乘せするのが考えられます。東京都としては条例化を検討するというのも考えるべきではないかなと私は思います。やはり、自主的というとかえって実施しにくいかもしれません。一律で、条例にすれば、例えばそのうちの何円は必ず先ほどの拠出金にするなど、他の制度に続くと思います。国の制度を見つつ、東京都はそれに、個別条例をつくるということも、一つの案だと思っております。

○杉山部会長 その御意見も、この中に御意見として入れるということでもよろしいですか。

今の御意見に対して、事務局のほうはいかがでしょう。

○古澤資源循環推進専門課長 幾つかいただいた御意見で、こちらで作成しました案の文言が、委員の皆様の御主旨を余りうまく反映できていない点もあったのかなと思っております。いろいろ今、御指摘のところで含めて修正させていただきたいと思っております。

幾つか申し上げますと、まず価格の設定のところでございます。下から4行目のところで「10円以上とするなど」という形で書いてございますけれども、その上のところで、これは前回といいますか、それより前の部会のときに、やはり一定の削減目標の達成が見込まれる価格にすべきだという御意見がありましたので、それも含めて高い価格の設定という御主旨の意見があったというのが一つかなと、思っております。

その下の「数円であっても、無料から有料に変わること」というところが、なかなか私のほうも委員の先生の御指摘をうまく要約できてなかったかなと思うのですけれども、前回、細田先生の御指摘の中でも、無料から有料になるという瞬間で行動が変わってしまうという面があるというようなお話があって、やはりこの辺は裁量の度合いがあったほうがいい、あるいは事業者が自由度を持って意思決定をしたほうがいいのではないかなという御指摘があったので、その辺を含めてここに記載をさせていただいたというところでございます。

あとは、今いただいた御意見の中では、有料化の用途についてここに書くべしという御意見があったかと思うのですけれども、一つ前回いただいた意見の中では、清掃活動への寄付ということはあったのですが、今出た言葉の中では、環境保全に貢献するような、活動への寄付みたいなことあるいは制度としての拠出をするということだったと思うのですけれども、具体的にどう盛り込んだらいいのかというのがありますので、それは今のような環境保全への寄与するような寄付とか、あるいは制度としての拠出の場合にはこういった

ところへの拠出という形で書いたらいいのかなという、もうちょっとサジェスチョンをいただけると助かります。

田崎先生からいただいた、既存より下げるべきではないという御意見のところは、すみません。ちょっとこちらで漏れていたのかもしれませんが、つけ加えさせていただいたほうがよろしいかなと思います。

そのようなところを修正するという形で、よろしいでしょうか。

○杉山部会長 ありがとうございます。

○鬼沢委員 すみません。その件でいいですか。

○杉山部会長 鬼沢委員、お願いします。

○鬼沢委員 ずっと気になっていたのですが、この15ページの一番上にあります「レジ袋料金からの寄付」というところと、その「寄付」という言葉にちょっと私は引っかかっていたのですが、本当に「寄付」でいいのでしょうか。「寄付」だと本当に自主的なことになるので、もう少し「寄付」という言葉ではないほうがよいような気がするのですけれども、やはりその拠出金みたいな仕組みにするのであれば、「寄付」ではないですね。それを10ページのところと15ページのところに入れるときに、ちょっと言葉をかえて入れたほうがいいのではないかなと思うのです。いい文言は浮かばないのですけれども、「寄付」だけだと自主的になるというところが、違うのではないかなという気がするのですね。

○杉山部会長 ありがとうございます。

15ページの、今は「寄付」という言葉が使われておりますけれども、「レジ袋料金からの寄付など」という、この部分はまず10ページのほうにも関するようなことですね。10ページのほうにもまず入れていただくということで、これはもう各委員で御同意いただけていると思います。

この「寄付」という言葉、確かに自主的で、幾らでもお好きなようにというようなニュアンスになるわけですが、これに関しまして、先ほど田崎委員からでしたでしょうか、拠出金というようにおっしゃり方もありましたけれども、委員の皆様、全く自由な「寄付」という形が望ましいとお考えなのか、あるいはもう少しちゃんとみんなが出すようにするという、ある程度義務化するというとちょっと言い方がきつ過ぎるかもしれませんけれども、どのような仕組みが望ましいとお考えでしょうか。

例えば、金丸委員は事業者のお立場として、どうでしょう。今は既に寄付の仕組みはお持ちだということですが、今後国としての制度の中で、どういう形が事業者にとっては取り組みやすいとか、そんな観点からも御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○金丸委員 難しいですね。現状、これまでの取り組みとしては、私たちは有料化によって利益を上げるつもりはないので、その利益相当分の差額については、各地域の環境保全に役立てていただくということで寄付をするというスキームでやっていますので、できればそのスキームは今後の有料化における価格設定との関係は出てくるかと思うのですけれども、継続したいと思っています。

ただ、それが全事業者にとってどうなのかというところになると、また少しそこが違って来る、既にやっているところとこれから考えないといけないというところに関しては、もう少し何か差額を全部というよりも、多分、価格がどう決まるかによってくると思うの

ですけれども、その一部を環境保全活動に使うことが望ましいというところまで踏み込むのかどうかというところだと思います。

○杉山部会長　ありがとうございます。

鬼沢委員、いかがでしょうか。

○鬼沢委員　「寄付」だとちょっと弱いなという感じがするのは、散乱防止や清掃活動をやはり積極的にしていきたいということを14ページの5)で述べているわけですから、それにはやはり相当な費用がかかるわけで、それを単に「寄付」だけでというのは、積極的にそれをしていこうというところには弱いのではないかなと感じるものですから、やはりその金丸さんのところみたいに既にやっていたり、それをこれからもやっていただけるだろう企業だけに任せるのではなくて、もう少し文言としてしっかり入っていたほうがいいのではないかなという気がするのです。

○杉山部会長　ありがとうございました。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員　自主的取り組みを促進するのか、ある程度規制的手法をベストミックスで行うか、難しいところがあります。また、業界団体と例えば東京都などの協定によって、業界団体としては半分強制に近い、行政と業界団体の合意的手法みたいなものも一つ考えられます。

一方で、業界団体というのは本質的に競争関係にあるうえ、自分の事業活動に忙しいので、意見の相違もあり、また事業者の内部コストというものも大きくなります。そうすると、一定の利益は外部に支払って、その資金の運営とか分配は国がやってもらったほうが企業としては楽という考え方もあるわけです。税金で徴収して特別目的税で国や自治体が管理するというような考えもありますが、これにも運営コストがかかるわけですね。

結局、コスト倒れしてしまうということは時々あるのですね。人件費とか、公平性のための公認会計士費用とか、入札費用などを考慮すると、どういうお金の使い方が一番効率的でかつ効果があるかというのは、世界で非常に模索段階にあると思います。

○杉山部会長　ありがとうございます。

そうしますと、ここの部分は「寄付」という言葉だけではちょっと弱いのではないかということは、多分皆さん、そういうふうに感じていらっしゃるかと思いますので、また文言は調整させていただくとしまして、大体言いたいこととしては、環境保全活動にかかる費用にレジ袋から充当させたほうがいいみたいな、そんなことでよろしいですか。こういう表現がいいのではないかというような御意見がありましたら伺いたいのですが、何かしらそのようなことをちょっと入れておくということで、とりあえずよろしいでしょうか。

事務局さん、これでは不十分かもしれませんが、いかがでしょうか。

○古澤資源循環推進専門課長　わかりました。

そうしますと、レジ袋の有料化の、収益と言ったら変なのかもしれませんが、清掃活動とか環境保全活動に充当される仕組みが望ましいぐらいという形ということでしょうか。

○杉山部会長　そうですね。

○古澤資源循環推進専門課長　わかりました。

○杉山部会長　いかがでしょうか。基本的にはそんなことで、少しまた調整させていただければと思います。

○古澤資源循環推進専門課長 あと1点、佐藤先生からお話のあった、条例の話についてはこれまでの今回のこの素案には入っていなかったのですが、これまでの部会の中でも議論が若干あったというところだと思いますので、その辺もちょっと改めて確認をした上で、こちら委員の皆様御意見を拾う形で整理させていただければと思います。

○杉山部会長 承知しました。

佐藤委員、それでよろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい。

○杉山部会長 大石委員、いかがですか。

○大石委員 ありがとうございます。

今のお話に関連して、やはり今回取りまとめということで、都の今後のあり方ということなのですが、確かに国で押し進んでいて、国の提案を見据えながらというのがある一方、せっかくここで都としてどういうように戦略的に取り組むかという話をしているので、佐藤先生がおっしゃったように、都としても、もう一段上のものを目指すという意味でも「条例」という言葉を私は入れていただくのがいいかなと思います。

○杉山部会長 ありがとうございます。

では、「条例」に関しまして入れるという方向で、事務局のほうでまた文言を調整していただければ。

○古澤資源循環推進専門課長 1点だけ、ただ、条例につきましては基本的には地域的立法事実ということが、単純に言いますと条例の必要性として、根拠として重要なところがございます。国の法令の中で、どのような制度が構築をされて、それがどうなのかというところがないと、具体的なところは法令上も難しい、条例としては成立し得ないと思っております。その辺も含めて整理をする必要がございます。

それから、いろいろな意見の中には、やはり全国の共通の制度の中で、ダブルスタンダードでは困るというような御意見もありましたので、その旨も入れておく必要があると思っております。

○杉山部会長 ありがとうございました。

ではまた、そのあたりはちょっと調整してということで、御了解いただければと思います。

すみません。ちょっと時間の関係もありますので、鬼沢委員、すっかりお待たせしましたけれども、次の御意見をいただければありがたいです。

○鬼沢委員 まず14ページの4)が追加されたことは非常に良かったです。

私が一言追加してほしいと思うのが、15ページの「6) 国際的な連携」の部分ですが、まさしく本当にこの赤字を追加していただいたとおりなのですが、これはこの答申が出て、その後どういう経過を踏んでいったというかなり長い時間経過をもっていくことではなくても、本当にこのアジア諸国へのことは早急にやっていかなければならないことだと思いますので、ぜひその最後の部分の「発生抑制を呼びかけていくこと」というところを、「発生抑制を早急に呼びかけていくこと」を入れていただきたいなと思います。

○杉山部会長 ありがとうございます。

15ページの「6) 国際的な連携」で、「海ごみの発生抑制を早急に呼びかけていく」と

ということですね。

○鬼沢委員 どこでも結構ですけれども、やはり急いですぐにでもやらなければいけないことがこれではないかなと私は思っていますので。

○杉山部会長 ありがとうございます。

では、そちらを加えるということで、ぜひ入れていただきたいと思います。

佐藤委員、田崎委員とお願いいたします。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 13ページの②のところですが、先ほどLoopの御説明がありました。Loopは店頭回収ではなく宅配便を利用した回収で、今後店頭回収だけではない多様な自主的取り組みがあると思いますので、できれば店頭回収及び宅配便等を利用した回収とか下取りとか、こういうことで多様な事業者による回収を支援するということがいいのではないかなと思います。

それから、化学繊維の衣料品等についてという店頭回収、これも非常に広く行われていまして、こういう店頭回収をさらに広げていくということが重要だと思いますので、これも「店頭回収など」とか、店頭回収に限らずいろいろな自主的な回収が行われるということがいいと思いますので、ぜひ東京都として推進していただきたいなと思います。

○杉山部会長 ありがとうございます。

今おっしゃったところは、13ページの②のところですね。

○佐藤委員 そうです。

○杉山部会長 最初の宅配便等を利用したというところは、黒字の5行目の「店頭回収」のところですか。

○佐藤委員 ②の2行目です。

○杉山部会長 2行目のほうですね。

○佐藤委員 「店頭回収及び宅配便等を利用した回収」ですね。

○杉山部会長 2行目の「店頭回収」の後に「及び宅配便等」と入れるということと、もう一つ御指摘いただいたのは②の最後から2行目の「化学繊維の衣料品等については、店頭回収が」というところを、「店頭回収等」というようなことでよろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい。

○杉山部会長 この追加・修正については、特によろしいですか。

○古澤資源循環推進専門課長 今のところなのですけれども、まず2行目の「店頭回収」のところに、宅配便の回収等も含めた形で、実際にこういうことが進んでいるという形の記載で、ちょっと文言は正確に盛り込みたいと思っております。

また、Loopの場合には、この後ろの一般廃棄物か産業廃棄物かというより、容器はそのままメーカーさんの資産という形で回収されますので、もうちょっとこの辺も文言を正確に入れたいと思っております。

それから、下線のところについては、ここも、もちろんほかの形もありますので「等」という形で入れるようにしたいと思います。

○杉山部会長 よろしくお願いいたします。

では、田崎委員、お願いいたします。

○田崎委員 「3）循環的利用の推進及び高度化」というところで3点指摘させていただ

きます。

まず、13ページの下線の「化学繊維の衣料品」のところなのですが、これはちょっと事実確認になるのですが、衣料品は繊維としてリサイクルされている部分もありますけれども、化学繊維って繊維としてリサイクルされている分よりは燃料化のほうが多かったような気がするのですが、事実関係としてこれで東京都はよかったのでしょうか。

○杉山部会長 では、今のお答えをお願いいたします。

○古澤資源循環推進専門課長 恐らく、今おっしゃられたところは、我々も正確な数字はつかめていないのですが、化学繊維の場合、実際にリサイクルされている量は都内では限定がまだまだされているというように思います。店頭回収自体はいろいろな企業さんで始まりつつ、広まりつつあるところだと思います。化学繊維の場合には、自動車の内装材としてのリサイクルという形が主なリサイクル先かなと思っております。

○田崎委員 ということは、繊維としてのリサイクルされている割合と燃料化の割合というのは、把握されていないということですか。ということであれば、無理してここを「繊維として」書かずに「店頭回収が広く行われ、リサイクルされている」というだけでいいのではないのですか。あくまでも店頭回収を進めたいという話なので、あんまり厳密なリサイクルの中身の話はしなくても、ここではいいかなと考えます。

2点目が、3)全体にかかわるところなのですが、プラスチックの場合、選別というところが非常に重要になるところだと思っています。その選別の記述が、ちょっと全体的にうまく書けてないかもしれないという気がしてまして、その中で14ページの一番上のところ、「リサイクルの推進においては」と始まるところなのですが、「より効率的な収集運搬と選別」とそこに追記していただくとともに、その次の行で「一般廃棄物と産業廃棄物を連携して収集し選別・リサイクルすることなどについて」ということで、そこで「選別」という言葉をきちんと入れていただくと、「一般廃棄物と産業廃棄物」という言葉もありますので、一応全体にかかわる言葉で的確になるかと思います。

3点目が、同じページの④の最後のところです。「以上の循環的利用の推進に当たっては」というところで始まる④ですけれども、その際には優先順位を基本としつつ「エネルギーの利用効率の高いものを優先すべきである」というところなのですが、これだけだと何となくまだ施策に落ち切れていないというところがありまして、その後に「あわせて都内における施設整備のあり方もそのような方向に合致させていくべきである」ということで、施設の整備の話と少しリンクをさせたほうがよいのではないかと考えます。

以上です。

○杉山部会長 ありがとうございます。

では、ちょっと確認をさせていただきます。

まず1点目は、化学繊維のところ、13ページの②の最後の2行のところですね。「化学繊維の衣料品等については、店頭回収等が広く行われ」、その後の「繊維としてリサイクルされている」というところの「繊維として」を取ってしまうということではよろしいでしょうか。

○鬼沢委員 その件で。

○杉山部会長 鬼沢委員、その件でお願いいたします。

○鬼沢委員 店頭回収されている繊維に関しては、燃やされているよりはむしろ繊維とし

てリサイクルされているほうが圧倒的に多いと思います。

ただ、店頭回収以外のものに関しては、燃やされているものが非常に多いと思うので、私はむしろここは「繊維としてリサイクルされている実態を」というのが入っていたほうがいいような気がして、前回の政府の廃棄物の見直しの委員会ではこの部分がどうしても入らなくて、廃棄物の扱いになってしまって、やはり従来どおりの扱いになっていた部分が非常に残念だなと思いましたので、これは繊維としてリサイクルというところが、あったほうがいいのではないかと思うのですけれども。

○杉山部会長 ありがとうございます。

そこは実態を踏まえて、どのような書き方が、何か事務局さんのほうでアイデアはおありですか。

○古澤資源循環推進専門課長 こちらも今、鬼沢委員から御指摘があったような状況がありますので、ここで繊維としてリサイクルとあえて書いたものでございます。

その後の、規制の合理化の部分なのですが、要は繊維として、天然繊維も化学繊維も同じく繊維を扱っているリサイクラーさんのところに行っているものは、繊維としてリサイクルをされると。そうでない場合には、焼却が多いかなという感じでございます。そういった、繊維としてリサイクルされている場合に、天然繊維も化学繊維もなかなか区別できませんので、一緒に店頭回収されて、リサイクルに回っているというところが、この背景にある「実態を踏まえ」というところでございます。

ここを廃プラスチックという扱いではなく、繊維として、要は専ら物の扱いでリサイクルを促していくということも1つの課題になっておりますので、このような表記に記載をさせていただいているのですが、十分説明できていないところがあるのかもしれない。ちょっと工夫をする必要があると思っております。「繊維として」という文言を入れたのは、そういう趣旨でございます。

○杉山部会長 ありがとうございます。

そうしますと、田崎委員、どうでしょう。今の御説明と御意見を伺って、何かおありですか。

○田崎委員 私は燃料化と言ったのは繊維としてリサイクルする部分と、RPFとしてリサイクルする部分と、焼却される部分があって、焼却はリサイクルとは私は呼んでいないので、私の中ではリサイクルという言葉に一応繊維としてのリサイクルと燃料化、RPFが入っているという理解で質問をしています。

現状がどちらなのだというところ、この「実態を踏まえ」という文章になっているので、実態はそうなのですかという確認をしたかったということです。

鬼沢委員の言うとおり、繊維のリサイクルのほうを進めるべきというのは、全く私は同意見なので、それがわかるような文章で、さらにリサイクルの高度化を図っていくという文章にするのであれば、それは賛成いたします。

○杉山部会長 わかりました。

では、今の御主旨に沿って、少しここは修文をするということでよろしいでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 13ページの店頭回収のところですが、最近、文房具とかおもちゃとかそういう使い捨てではないけれども、それほど長く使わないようなものもかなり店頭回収されて

いるので、そういうプラスチック製品全般のことがわかるようなことをつけ加えていただければと思います。

○杉山部会長　ありがとうございます。

そうしますと、それは化学繊維の衣料品等というところではなく、別の文章で1行なり2行なり入れるというイメージですか。

○佐藤委員　そうですね。

○古澤資源循環推進専門課長　例えば②のところの1行目の最初のセンテンスのところ、「店頭回収が広く行われている」というところに、「プラスチック製容器包装やその他の容器包装等」になってしまっていますので、今、佐藤先生から御指摘があったような、プラスチック製品みたいなものもここに含ませてはどうかと思います。

いかがでしょうか。

○佐藤委員　それでも結構です。

○杉山部会長　そこはまた、ちょっと修文をお任せいただければと思います。

田崎委員の2つ目の選別についての御意見のところですが、確認をさせてください。

14ページの上から2行目の「リサイクルの推進においては、より効率的な収集運搬と選別を実現」というところが1カ所と、もう一つ、その2行下の「連携して収集し選別・リサイクルすることなどについて」ということでよろしいでしょうか。その2カ所の「選別」を追加するということで。

これについては特に問題ございませんか。よろしいですか。では、2カ所「選別」を加えていただくということですね。

それから、④の最後に熱回収の関連で、あわせて施設整備に関してもそれに合致するようなという文言なのですが、ここは何か事務局さんのほうでお考えはございますか。

○古澤資源循環推進専門課長　④のところは、中間答申に至るまでの部会でさまざまな御議論があって、いわば全体を総括的に改めて循環法の考え方を再確認しておこうということで、このような文言でまとめたかなと思っております。ですので、それからすると若干施設整備等について、もし上のほうで、③までの間で入れれば一番なのですが、そこになかなか施設整備につながるような事項が出ていないというところがあるのかなと思いますので、ちょっとと盛り込み方を、文言を工夫したいと思います。

先生のおっしゃる趣旨は、要はエネルギー効率の高い施設整備の推進もここに並行して進めるべきであるというような文言を入れるという趣旨だと思います。

○田崎委員　ということもありますし、マテリアルリサイクルの施設整備の容量とエネルギー回収の施設容量のバランスをきちんととっていくということでもあります。

それは、優先順位が基本というところのほうの話であります。

○古澤資源循環推進専門課長　わかりました。ちょっと文を整理したいと思います。

○杉山部会長　今、いただきました御主旨に沿って、ここをまた加筆していただくということをお願いしたいと思います。

今までのところに関連しても結構ですし、それ以外のところでもいかがでしょうか。お気づきの点、御意見ございましたらお願いしたいと思います。

大石委員、お願いいたします。

○大石委員　ありがとうございます。

12ページのところです。「2）再生プラスチック及びバイオマスの利用促進」の中に、③で「グリーン購入法の基本方針の改定を踏まえ」ということで「『都庁プラスチック削減方針』を策定し」と書いてあるのですけれども、バイオマスの、再生プラスチックも利用だから入っていていいのかもしれませんが、別にその都庁プラスチック削減方針を今ちらっと拝見したのですけれども、もっと大きな項目のような気がして、ここに入れておくのは何となく、もったいないではないですけれども、ちょっと違うかなと思いましたので、場所を少し移動していただくのがいいのと、あとはせっかく都庁プラスチック削減方針というものを定めているということで、これはどこか資料の中に入るのですでしたか。ぜひ入れていただければと思います。

以上です。

○杉山部会長 もう少し扱いを大きくというような御意見かと思いますが、いかがでしょうか、お願いいたします。

○古澤資源循環推進専門課長 確かに、御指摘のとおり都庁プラスチック削減方針については、ワンウェイプラスチックの削減の部分も入っていますので、その前の1)も含めて、あるいは一部リサイクルも入っていますので3)にもかかわる部分が若干ございまして、入れる場所は難しいのですが、グリーン購入の流れがありますものでここに入れてみたというところでございます。

もちろん資料としては後ろに添付する形にしたいと思うのですが、どこかに代表して入れるという形になってしまうので、あるいはワンウェイプラスチックのところに入れておくか、全体でほかにもかかってくるというような形にするかどうかというところだなと思います。

もし入れるべき場所等でございましたら、また。

○杉山部会長 そうですね。どこか。全体に確かにかかってしまうので。

どうぞ。

○大石委員 もしかしたら10ページの最初、「Ⅳ 当面、都が取り組むべきプラスチック対策」という、ここのあたりに、それを踏まえて都がこういう方針を出しましたという持っていき方をするのが一番自然かもしれないなという気はします。

○杉山部会長 ありがとうございます。

確かに、今、御意見いただきましたように、10ページの「Ⅳ 当面、都が取り組むべきプラスチック対策」ですね。ここの、1)にいく前ですよ。ここで「都の方針」と入れていただいたほうが全体にかかってすっきりする気はいたしますので、都のせっきくのものですのでそこでPRもしていただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

金丸委員、お願いいたします。

○金丸委員 一応確認なのですけれども、10ページの対象範囲についての意見のところなのですけれども、「既存のルールと整合を図るべき」という表現なのですけれども、「既存のルール」というのはもしかしたら、前回私のほうから発言した、例えば切り花とかお米とかでは有料化の中でも無料で配布していますというような発言をしたところとかかわっていますでしょうか。「既存のルールと整合」というのが何を示しているのかがわからなかったなので、質問なのですけれども。

○杉山部会長 では、こちらの今の御質問について、既存のルールをちょっと解説していただければと思います。

○古澤資源循環推進専門課長 すみません。ここもうまくできていないのかもしれませんが。

実はこれについては、前回、今日は御欠席の福留委員のほうから、対象範囲と一部価格の設定も含めて御発言があったところで、やはりいろいろヒアリングをされると、既に取り組んでいらっしゃる事業者さんにしてみると、今まで設定していた価格や範囲が変わってしまうときに、ユーザーさんにちゃんと伝えていく必要があるというところがあって、その中で既存のルールとの整合性というものに非常に懸念があるというような御発言があったところを踏まえたところでございます。

○金丸委員 多分、これから義務化が法制化されていく中で、いろいろな調整が必要になってくる分は先ほどの価格の問題とか素材の問題とかあると思いますし、対象外は何にするのか、ここにあるようなロール式のものと、そういったところが出てくるのだとは思うので、やはり整合を図るところは必要になってくると私も認識はしているのですが、ちょっとこの書き方そのものが既存のルールという書き方だけだったら、一体何を示しているのかが見えないので、なくてもいいのかなとか、あるいは何かルールなのかその各社の運用なのかそういうものだと思いますので。そこが気になりました。

○杉山部会長 ありがとうございます。

確かに、今ルールを変えようとしているわけなので、そうすると「既存のルールと整合」というのは分かりにくいことも考えられますので、ではそこをもう一度、前回の御発言も踏まえた上でちょっと書きぶりを変えていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

鬼沢委員、お願いいたします。

○鬼沢委員 今の「既存のルール」という言葉自体がやはり間違いで、本来は「既存の取組と整合を図るべき」というのは、例えばそれはどこにでも当てはまる、やっていかなければならないことだから、むしろこれはないほうがいいのではないかなという気がしますけれども。

○杉山部会長 これを取ってしまうと、前回の御発言の何か、今日はちょっといらっしゃらないので、そこは絶対に残してほしいみたいなことがあるのかわかりませんが、一番おっしゃりたいのは、事業者にとって非常に取り組みにくいというか、今までやってきたこととそごがあって、結局うまくいかなることを危惧しておっしゃっているのか、どういう、私も細かい発言までは記憶にないのですが。

○古澤資源循環推進専門課長 そうですね。前回の御発言の中では、例えばレジ袋の有料化を先行している地域というものもあって、そういうところでこれまで確立をされているルールとの整合性みたいなものがあるのではないかなというような御発言であったと理解をいたします。

○杉山部会長 そうしますと、自主協定みたいな形で今いろいろなところで取り組んでいらっしゃる地域が多いことも事実ですので、そこをもうちょっと説明を入れていただけると誤解がなく読んでいただければと思います。このままだけだと、非常に広く読み取れてしまうので、ちょっと限定した形で書いていただくといかがでしょうか。誤解がなく理解しやすいかなと思うので、すみません、ちょっとここは御検討いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

ほかには、いかがでしょうか。

田崎委員、お願いします。

○田崎委員 先ほど議論に出た、都庁プラスチック削減方針を全体の前に持ってくるというところなのですが、ちょっと悩ましく思っていて、都が取り組むべき、要するに都庁だけではなくて都全体で取り組むべきことを書くということを最初にしたときに、いきなり都庁にきゅっと落ちてしまうというのは、ちょっと感じが悪いなと思ったので、すみません、今のままで記載場所はよいのではないかなと思った次第です。

○杉山部会長 ありがとうございます。そうおっしゃると、なかなかそれともっともだなと。

この10ページの最初の「都が取り組むべき」のところの最後の1)の前に、「都独自の制度や仕組みの構築を」と書いてあるのですが、都独自の制度というのはこの都庁プラスチック削減方針の中に書かれていますか。

○古澤資源循環推進専門課長 あくまでこれは「都独自の制度や仕組みの構築を検討・推進」というのは、部会の中でいろいろ議論が出て、都庁のことに限った話ではなくて、もっと広い意味でのことで検討推進していくべきだという御意見があって書いているものでございますので、そういう意味では、我々としても都庁だけの話だとレベル感的にはちょっと小さい話かなという感じがしてしまいますので、なかなか田崎先生のおっしゃられたように一番先に掲げるには話としてレベル感が合わないかなという感じもいたしております。

○杉山部会長 ありがとうございます。

大石委員、いかがでしょうか。

○大石委員 わかりました。ありがとうございます。

おっしゃるように、「都」ではなくて確かに「都庁」となっていますので、そういう意味では田崎先生がおっしゃるところでいいと思います。

せっかく書いてあるので、文章をつけていただくということと総合的に進めているということはぜひ書いていただければと思います。

○杉山部会長 ありがとうございます。

場所は、もとのままがいいですか。それとも都の取り組むべきだけれども、都が取り組むべきプラスチック対策の最後に、ちなみに都庁ではと入れるとか、それでおさまりがいいのかどうかというのがちょっと全体の流れとしては、その後はワンウェイのプラスチック削減と来ますので。

○古澤資源循環推進専門課長 できましたら場所はこのままで、大石委員の趣旨をもうちょっとわかりやすい形で入れるように、表現を工夫するような形で整理させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○杉山部会長 皆さん、よろしいでしょうか。

では、場所を変えずに、もう少しここがクローズアップされるような形で、表現と書きぶりを御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

ちょっと確認をさせていただきたいのですが、この後の検討の流れとしましては、10月

8日に親の審議会がありまして、私が頭の中からスケジューリングが抜けてしまっているのですが、あと検討の機会としてはどんなタイミングでしたでしょうか。すみません。教えていただければと思います。

○古澤資源循環推進専門課長 まだいろいろ御議論いただかなくてはいけないことも多々あるかと思うのですが、一旦ここで次回の総会なりで答申という形でまとめていただければなど、事務局のほうとしては考えてございます。と申しますのも、その後の我々といったしましても、一旦議論の整理をしていただいて、それを速やかに実行に移していくプロセスというところに入ってくると思っておりますので、そのようにさせていただけないかなと思ってございます。

もちろん、総会でお諮りした上でということになるわけでございます。

○杉山部会長 ありがとうございます。

それでは、10月8日の総会で決めていただくということになりますので、もし追加で御意見とか、委員の皆様からいただく場合はいつごろまでですと間に合うとか、そういうのはございますか。時間的にも、事務局さんいろいろとタイトかと察しておりますが。

○古澤資源循環推進専門課長 そうですね、総会に向けて、会長のところでも御相談をしなければいけませんので、できましたら今月中に、タイトで申しわけないのですが、30日までにいただけると大変助かります。すみません。

○杉山部会長 承知しました。

それでは皆様、恐縮ですけれども、もし今日もっと言うべきだったみたいなことがありましたら、30日までに御意見をいただければと思います。

それから、御欠席の委員からもし何かありましたらそちらもお願いしたいと思います。

もしほかに本日の会合では御意見がないようでしたら、このあたりでとりあえず議論は終わりということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

活発な御議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

本日の議論を踏まえた修正を加えていただきまして、最終答申案として次回の廃棄物審議会総会に報告したいと思っております。

とりまとめですが、30日に皆様からの御意見の締め切りで、その後またいろいろ修文していただきまして、その御確認は委員の皆様、お一人お一人にというのはちょっと時間的に難しいということですね。大変恐縮ですが、修正したものについては、私に御一任いただければ大変ありがたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○杉山部会長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

最後に事務局に進行をお返しいたします。

○中島計画課長 本日は、活発な御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

次回の総会ですが、10月8日火曜日の開催を予定してございます。また正式に決まりましたら御案内をさせていただきますが、御出席いただける委員の皆様におかれましては、御協力等をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○杉山部会長　ありがとうございました。

ほかに特に御発言がないようでしたら、これで第7回プラスチック部会を閉会したいと思います。

委員の皆様、岸村様、本日は貴重な御意見、活発な御議論をありがとうございました。

また10月8日もどうぞよろしく願いいたします。